

伊東市長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、伊東市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談員の増員を要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、伊東市の 1 日あたりの相談員数が 0.2 人になっております。また、相談員の中に有資格者はいないと伺っております。人口規模が類似している湖西市は、週 4 日 1 人の専任相談員が配置されています。また、平成 21 年度の消費生活相談の受付状況を見ますと、湖西市では 110 件であるのに対し、伊東市は 24 件です。このことは、市民からの相談に対応するのに十分な体制が整えられていないことを表していると考えられます。市が他の地域と同様に等しく、一定レベルの消費生活相談を受けられる状況になるよう、相談員の増員にご尽力いただきたいと思います。

#### 2. 消費生活講座の充実を要望いたします。

伊東市では、高齢者の悪質商法被害を防止するために、相談員による出前講座を積極的に開催するという方針だとうかがっていますが、22 年度のデータでは行っておりません。また、講座も 1 回にとどまっており、人口レベルで類似する湖西市は 15 回の講座を開催しております。講座を開催することは、多くの消費者に消費者問題に対する関心を高めさせるだけでなく、消費者行政の担い手を育成するためにも重要なことであるため、消費生活講座の充実を要望いたします。

#### 3. 消費者団体の育成を要望いたします。

伊東市には消費者団体があると伺っておりますが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。